

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

「令和3年度税制改正」による「ちばぎん教育資金贈与専用口座」

取扱内容の変更について

「令和3年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」が改正されました。主な変更点は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

（1）適用期限が2年延長されました

「教育資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。これに伴い、「ちばぎん教育資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2023年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預け入れ期限	2021年3月31日（水）	2023年3月31日（金）

（2）贈与者（祖父母さま等）がお亡くなりになった場合のお取扱いが変わりました

教育資金管理特約終了の日までに贈与者がお亡くなりになった場合、贈与からお亡くなりになった日までの期間にかかわらず、お亡くなりになった日における「管理残額」※が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものと、相続税の課税対象となります。ただし以下の対象外条件に該当する場合は、相続税の課税対象から除外されます。

【対象外条件】

- ①受贈者が23歳未満の場合
- ②受贈者が学校等に在学している場合
- ③受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※管理残額・・・非課税拠出額（贈与資金の合計）から教育資金支出額を控除した残額。

上記により管理残額が相続等で取得したとみなされ、贈与者のお子さま以外の方に相続税が課される場合、当該管理残額に対応する相続税額が、2割加算の対象となります。

上記の改正は、2021年4月1日以後に贈与された資金が対象となります。

下記の3項目全てにあてはまる場合は、管理残額が相続税の課税対象となる場合がありますので、お取引のある窓口にご連絡のうえ、ご来店願います。その際、亡くなられた事実の分かる公的書類及び亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、ご提出ください。当行は、受贈者等からの届出を受け、管理残額を算出し、記録いたします。実際の相続税申告の要否は他の遺産金額の多寡により異なります。申告が必要な場合は、管理残額をお伝えいたしますので、お問い合わせください。

○2019年4月1日以後に、贈与者がお亡くなりになった場合。

○前記①～③の対象外条件に該当しない場合。

○お亡くなりになった贈与者から、お亡くなりになる日以前3年以内かつ2019年4月1日以後に贈与を受けている場合。または2021年4月1日以後に贈与を受けている場合。

非課税となる教育資金の範囲、学校等・学校等以外の区分、領収書等についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

以 上